

Lawyer's Newsletter

# 大文字

Miyako Law Office

弁護士法人 みやこ法律事務所

Vol. **36**  
2012 Winter

法律相談

(亡父の保証債務、相続放棄と時効)

弁護士 藤田 昌徳

パワハラについて

弁護士 大槻 純生

白昼夢のコーヒータイム

弁護士 橋本 皇玄

民法<債権関係>の改正について

～ただいま110年目の大改正作業中です!～

弁護士 小田 宏之

一期一会

弁護士 後藤 隆志

案ずるより走るが…?

弁護士 金井 健作

遺言作成のすすめ

弁護士 片山 美紀

## 謹んで新春のお祝詞を申し上げます

旧年中は皆様方にひとかたならぬご高配を賜り、誠に有り難く御礼申し上げます。

ご存じのとおり、昨年3月11日に発生しました東日本大震災により、多くの方々が被災されました。被災された皆様にはあらためて心よりお見舞い申し上げます。

そのような中、恒例の今年を表す漢字に「絆」が選ばれました。未だ復興の途上ではありますが、このような前向きな一字が選ばれたのは、あらためて家族や友人など、身近にいるかけがえのない人との絆の大切さを感じたからではないでしょうか。

当事務所のスタッフ一同、皆様との絆を大切に、一層の研鑽に務める所存でございますので、今後とも益々のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士法人 みやこ法律事務所

弁護士 藤田 昌徳 / 弁護士 大槻 純生 / 弁護士 橋本 皇玄  
弁護士 小田 宏之 / 弁護士 後藤 隆志 / 弁護士 金井 健作  
弁護士 片山 美紀

## 法律相談（亡父の保証債務、相続放棄と時効）

弁護士 藤田 昌徳

### 事案（相談内容）

**1** 2歳の頃、父母が離婚し、その後の父の消息を知らないまま母に育てられて成人した娘宛に、平成19年1月、見知らぬ会社から郵便が届いた。娘の留守中に郵便を受け取った母が開封したところ、差出人は某金融会社であり、Aに対する貸金の連帯保証人となった娘の父に対し保証債務の履行を求めているが、支払われないまま平成18年1月に死亡したため、相続人である娘に対して請求したという内容のことが書かれてあった。

母は、娘の養育費すら支払わず20年以上音信不通であった元夫が娘に負債を残して死んだことにショックを受け、気が動転する余り思わず郵便を破り捨ててしまった。今となっては、金融会社の名前も請求金額等についても覚えていない。娘が近く結婚を控えていたこともあって、母は娘に話すこともできないまま月日は流れた。

**2** それから4年後の平成23年1月、娘の嫁ぎ先に、見知らぬ会社から郵便が届いた。娘が開封すると、父がAのために貸金の連帯保証人となっていたこと、平成18年1月に死亡したこと、金融会社甲が同貸金債権を譲り受けたため、同社が相続人である娘に保証債務（残元金80万円と利息損害金）の履行請求をしてきたことが記載されていた。驚いた娘が急ぎ母に知らせたところ、母から4年前にも娘宛に同じような父の保証債務の履行を求め

る郵便が届いていたことを打ち明けられた。娘としては、父の保証債務であったとしても顔も知らないAのために支払いたくもない。そこで、保証債務の履行を拒否する方法がないか相談をするため当事務所を訪れた。

### 回答（法的検討）

**1** 本件の場合、娘に対する亡父の保証債務の履行請求を拒否する理由としては3つ考えられます。第1は、Aの貸金債権の譲渡人から債権譲渡の通知がないこと、第2は、相続放棄の手続きを今から取ることが可能であれば相続放棄をしたこと、第3は、貸金債務の消滅時効が完成している場合であればその消滅時効を主張（援用）することです。

### 2 債権譲渡の通知

今般の郵便により請求をしてきた金融会社甲は、借主Aにお金を融資し亡父との間で連帯保証契約を結んだ元の債権者ではなく、同社から同債権を買い取った譲受人とのことであるので、金融会社甲が娘に対し債権譲渡を主張（対抗）して請求するためには、債権の譲渡人（元の債権者）から娘に対する譲渡通知が必要となります（民法467条1項）。従って、娘は、金融会社甲に対し、譲渡人からの譲渡通知がないことを理由に支払いを拒否することができます。

しかし、この方法による拒否は一時的なもので

あり、譲渡人から改めて債権譲渡の通知があれば拒否できなくなります。また、過去に譲渡人から借主 A に譲渡通知がなされていれば保証人に対して効力を有しますから（民法 457 条 1 項）、娘やその父に譲渡通知がないことを理由に支払いを拒否することができなくなります。従って、譲渡人からの債権譲渡の通知がないことを理由とする拒否の方法には限界があります。

### 3 相続放棄の手続

ア 相続放棄をすれば、相続人は初めから相続人とならなかったことになり、相続債務も承継しないこととなりますが、この相続放棄は、「自己のために相続の開始を知った時」から 3ヶ月以内にする必要があります。相続放棄をしないままこの期間（これを熟慮期間と言います）が経過すれば、単純承認したものとみなされて相続債務を承継することになります（民 915 条、921 条 2 号）。

ところで、この 3ヶ月の熟慮期間の起算日となる「自己のために相続の開始を知った時」とはどういうことかについて見解は分かれています。最高裁は「原則として、相続人が相続開始の原因となる事実（本件では、死亡）と自己が法律上相続人となる事実を知った時から起算すべきであるが、相続財産が全く無いと誤信していたために相続放棄の手続きを取る必要がないと考えて熟慮期間を徒過した場合には、このように信ずるについて相当な理由が認められるときには、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべかりし時から起算する」との見解を示していますので（昭和 59 年 4 月 27 日判決）、実務的にはこの見解に沿って起算日を考えることになります。

イ そこで、娘としては平成 23 年 1 月の郵便によっ

て初めて父の死亡を知り保証債務の存在も知ったということですから、そうであれば、熟慮期間の起算日は同郵便を受領した時（翌日）からスタートすることになりますので、今からでも相続放棄の手続（家庭裁判所における相続放棄の申述と受理）をとることができます。相続放棄の手続きは、家庭裁判所において相続放棄の申述が申述人の真意に基づくものであるかどうかを確認するためのものですから、これが確認されれば申述は受理されることとなります。この相続放棄の手続に金融業者は関与できません。速やかに相続放棄手続をとれば、これを理由に金融会社甲に対し保証債務の履行を拒むことが可能となります。通常はこれで金融会社甲も請求を諦めると思います。

ウ しかし、この相続放棄も絶対ではありません。もし金融会社甲が平成 19 年の郵便が娘の自宅に届いたことを知った場合は、娘に対する訴訟の中で、娘が平成 19 年の郵便により父の死亡と保証債務の存在を知ったとして 3ヶ月の熟慮期間が既に経過しているから今般の相続放棄は無効であると主張して争ってくるのが考えられます。というのも、家庭裁判所において今般の相続放棄の申述が受理されても、債権者は、相続人に対する相続債権の請求訴訟において、被告たる相続人の相続放棄の抗弁を否認して相続放棄の受理審判の効力を争うことができる（大阪高裁 63 年 7 月 29 日判決）からです。

本件において、金融業者甲が、娘に対して保証債務履行請求の訴訟を提起し、平成 19 年の郵便が娘の自宅に届いたことを主張しこれを配達証明等で立証した場合、たとえ被告となった娘がそれは母が受け取り娘に見せることもなく破棄してしまったと同郵便の受領を否認して父の死や保証債務の存在を知らなかったと主張し母が証言したとしても、そのような母の証言は

裁判所にたやすく信用されるものではなく、仮にそれが信用されたとしても、娘宛の郵便がその自宅に届いて家人に受領された時点で郵便による意思表示は娘の支配権内におかれたとみられ到達があったものと解されることから、結局、娘が（実際は母が）平成 19 年の郵便を受け取ったとされる同年 1 月の時点で、娘は父が平成 18 年 1 月に死亡し自己が相続人となったことや父に保証債務があり自己が相続することについて認識することができたものと判断される可能性が大きい。

そうなると、同保証債務履行請求訴訟においては、娘の相続放棄の熟慮期間は平成 19 年 1 月の郵便を受け取ったときから進行を始めることになることから、今般の相続放棄の手続（家庭裁判所における相続放棄の申述と受理）は熟慮期間を経過したものと無効と解されることになり、その結果、保証債務の履行請求を拒否することができなくなります。

### 4 消滅時効の主張（援用）

そこで、今般の相続放棄が保証債務履行請求の訴訟において無効とされる恐れがある場合には、亡父の保証債務の履行請求を拒否する 3 番目の理由として、保証債務の主債務である借主 A の貸金債務が時効によって消滅していると主張すること（消滅時効の援用）による拒否が可能かどうか検討する必要があります。

ア まず、借主 A の貸金債務の消滅時効期間が何年か問題となります。一般の債権の消滅時効期間は 10 年ですが、商行為によって生じた債権の消滅時効期間は 5 年です（民法 167 条、商法 522 条）。本件において、元の金融会社某は株式会社で同債権は金融会社の商行為によって生じた債権であると思われるので、本件の消滅時効期間は 5 年と考えられます。

イ 次に、消滅時効の期間は「権利を行使することができる時」から進行し同期間が満了すれば時効が完成し債権は消滅しますが、この時効期間中に一部の支払や債務承認がなされたり、債権者から裁判上の請求（訴訟）等がなされれば時効は完成することなく中断することになります。貸金債務については、その返済期限から時効は進行しますが、借主 A が一部でも支払えば残金の時効は中断しそこから改めて 5 年の時効期間が進行することとなります。

そこで、本件において、A に対する貸金の返済期限や A が最後に一部支払いをしたのが何時かなどの事情を確認する必要があるところ、これらの事情は訴訟になれば金融業者甲の主張により明らかになってきますが、現時点ではわかりません。しかし、上記の事情に加えて、保証人に対する請求が連帯保証であっても借主の不払いがあった後にされるのが通常であることや請求されている残元金額や遅延損害金の金額等も併せ考えると、平成 18 年 1 月の父死亡の相当以前に返済期限が到来し、父死亡後においては借主 A の支払いは何らされていない可能性が大きい。そうすると、平成 18 年 1 月から中断事由がないまま時効期間が進行し 5 年後の 23 年 1 月には時効が完成している可能性が大きいと考えられます。

ウ そして、保証人は主債務者の消滅時効を援用（主張）できると解されていますので、娘は、保証債務履行請求の訴訟において金融業者甲に対して、借主 A に対する貸金債権が時効によって消滅していると主張（消滅時効の援用）することにより保証債務の履行を拒むことが可能となります。従って、他の時効中断事由も恐らくないと思われるので、裁判所は娘には保証債務履行義務がないものとして金融業者甲の請求を斥ける（棄却する）ことになる可能性が高いと思います。

## パワハラについて

弁護士 大槻 純生

### パワハラのご概念

パワハラ（パワーハラスメント）は、マスコミで取り上げられたり、裁判になるなど最近では社会問題化して、パワハラという言葉は定着したといえる。ただ、パワハラのご概念については、法令上の明確な定義がないので、何がパワハラなのか不明確な部分がある。

一般的には、「職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務の範囲を超えて、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることをいい、うつ病などの原因となることもある。」とされている（厚生労働省のウェブサイト参照）。このようなパワハラは、相手の人権を無視した不安感を与える行為であり、人権問題のひとつである。また、パワハラは、労働環境を悪化させ、労働者の働く権利を侵害する労働問題でもある。

### パワハラのご認定の問題点

**1** 具体的なケースがパワハラに該当するかどうかは、難しい問題がある。職場の上司のパワハラ被害にあったとか、逆に部下からパワハラしたとか加害者扱いされて困っているとか、相談を受けるケースがあるが、そのケースが、果たしてパワハラといえるかどうか微妙なケースもあり判断に迷うことがある。このような場合には、事実関係を丁寧

に聞き取って、被害者及び加害者双方の言い分を十分聞かないとパワハラとは判断できないケースが多い。

もっとも、見せしめや懲罰的目的で多数の面前で叱責したり、人格を否定する発言や給料泥棒呼ばわりしたり、脅したり、意図的に過剰なノルマを命令したり、職場内で無視や仲間はずれにしたりすれば、パワハラと認めることができる。

**2** パワハラといえるかどうか特に問題となるのは、職場における上司の部下に対する指導や叱責の言動である。これらの指導や叱責が「本来の業務の範囲」を超えて行われたと認定できなければパワハラにはならない。なぜなら、上司（管理職）には、必要に応じて、部下を指導したり、叱責をすることが職務上認められているから、指導の範囲内での必要な叱責は、適法になるからである。

上司の指導や叱責の言動が、「本来の業務の範囲」を超えているときにパワハラとなるのであるが、上司が仕事上のミスをした部下に対して、教育や研修目的で叱責することは当然許される。しかし、叱責が、教育や研修目的で行われる場合であっても、暴力的手段や非合理的手段で行うことは許されない。多数の面前での見せしめや懲罰的目での叱責であったり、人格否定などを伴う方法の叱責は違法となる。

このように適法な業務指導とパワハラのご境目がどこか判断の困難なケースでは、具体的な事例ご

とに当事者の言い分をよく聞いて判断せざるをえない。

**3** また、パワハラといえるためには、「継続的に相手の人格と尊厳を侵害する行為」が行われることが必要である。もちろん1～2回の言動であってもパワハラといえることもあるが、通常は「継続的」に執拗に繰り返される必要がある。

### パワハラのご加害者（上司など）のご責任

弁護士として、パワハラ相談を受けた際、加害者（上司など）や会社などに対して次のような責任追及ができるかを検討するが、その際、パワハラと認定できる証拠の存在が必要なので被害者本人の供述・メモや同僚の証言内容などが重要となる。

- ①パワハラ行為が、人格権を侵害する不法行為に該当するとして損害賠償を請求する。加害行為者（上司）本人だけでなく、その監督者や使用者などを相手にする。この場合には、裁判外の交渉で和解できることもあるが、争いになれば民事裁判を提起せざるを得ない。
- ②パワハラ行為が、暴行罪、傷害罪、侮辱罪、名誉棄損罪などに該当すると考えられる場合には、警察へ被害届出や告訴状を提出して刑事処分を追及する。
- ③会社に対して、加害上司や行為者の懲戒処分を請求する。
- ④当該パワハラが、業務災害に該当すれば、労災保険の対象になるので、労働基準監督署に労災保険の支給請求の手続きをする。

### パワハラとうつ病との関係

上司からの執拗な叱責により、精神的疾病（う

つ病など）を発症したり、その疾病が原因で自殺に追い込まれたような場合には、パワハラによる心理的負担を原因とするうつ病等の発症を理由に労災保険の支給申請をすることができるが、そのためには、精神的疾病（うつ病など）が、「業務上」の事由による疾病や死亡に該当することが必要になる。

従前は、パワハラによってうつ病を発症したと訴えても、因果関係を否定されるケースが通例であった。しかし、最近の裁判で因果関係を認める判決が出たことを受けて、厚生労働省は、平成21年4月に労災認定の基準を改定し、「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行」という視点を追加した。この基準に該当すれば、うつ病などの精神的疾患のケースでも労災給付請求が認められることになった。

### うつ病の発症と職場復帰

パワハラによってうつ病を発症して通院治療するようになれば担当業務の遂行に支障が生ずることになる。うつ症状が悪化すると仕事をしながらの回復は困難になり、休職して治療に専念することになる。しかし、一般的にうつ病の早期回復は難しい。症状が回復していないのに職場復帰すれば、うつ病状が悪化して再び休職せざるを得なくなり、そのうち、就業規則の休職期間が経過して退職せざるをえなくなる。

このように深刻な事態にならないためには、症状が一定回復して職場復帰するまでに、再発防止策を使用者・企業側、及び加害者にとってもらわないと安心して復帰できない。

このようにパワハラには、多くの難しい問題があり、真の解決には、使用者・企業側、上司、同僚、被害者本人、家族などの関係者の努力と協力が不可欠である。

## 白昼夢のコーヒータイム

弁護士 橋本 皇玄

**1** 毎日、人のもめごとの渦中で仕事をしていると慢性的な精神的過労に陥り、ふと宇宙世界を考えることがある。星の誕生から消滅まで、宇宙の誕生と消滅、光の速さで何万年・何億年とかかる遠い星の存在、宇宙の広大さ、宇宙時間等考えると人間社会の出来事が全て小さなものを感じてくる。

**2** 若い頃ブラックホールとか宇宙科学とか勉強したことがあるが、そのスペクタクルには壮大で驚愕したものであった。宇宙科学のうんちくは省くとして、そもそも、宇宙の広さってどのくらいなのであろうか。光の速さの乗物で行っても銀河系星雲の端から端までで10万年の年月はかかり、近くの星雲であるアンドロメダ星雲（太陽のような恒星だけでも数千億個あるといわれている。地球のような環境の星も多数あり、生物もいるであろうといわれている。）へ行くにしても230万年もかかる。

**3** ビックバンで宇宙が始まり、今も拡大し続けているとの有力な説がある。宇宙空間は行っても行っても空間が続く。どこかに壁があるとしてもその壁の奥はどうなっているのか、更にその奥の奥はどうなっているのか、またまた空間は続くのか。光の何千万倍、何億倍の速さの乗物でいっても永遠に終点はないというのであろうか。そんな広さとはどんなものなのであろうか。広さという概念

ではないのであろうか。空間は無限に続くものとしたら私の頭では理解は困難である。さて、宇宙世界は無から生じたという説もあるが仏法では無から有は生じないといわれている。

**4** 時間にしても然りである。

一般に、宇宙は何百億年前（100～200億年前）にビックバンで拡大し宇宙世界が生まれ、それまで宇宙空間には素粒子等しかなかったとも考えられている。しかし、それよりも以前はどうなっていたのであろうか。時間はいつから始まったのであろうか。いつまで過去に遡ることが出来るのであろうか。ビデオディスクの映像時間は逆回転により遡らせることは出来るが必ず終わり（開始点）がある。宇宙は遡る時間に限界はなく無限ということか。宇宙時間と比較すると我々の生存時間は一瞬以下ということになる。何と空しいことか。

**5** 時間で思い出したが、最近の新聞記事で、どこかの学者が光より速いニュートリノ（素粒子の一種で中性微子）を発見したと報じられた。その後、どういうわけか物質が光速に近い速度で走れると時間に変化を生じさせ、遠い将来にタイムマシンも夢ではないといった記事を各紙が報じていた。しかし、これもよく分からない。

**6** 確かに、光よりも速いエネルギーがあれば、将来、物質を光に近い（物質は光より速く移動させ

ることはできない。）高速で走らせることが出来るかもしれない。そして、アインシュタインの特殊相対性理論によると、その物質近辺の人（例えば、光速に近いロケットの搭乗員）の時間は地球から見ると相対的に遅く見えることになる。そのため、例えば、ロケット内の時間と地球の時間差が10分の1になったとすると、ロケット内で1年の旅をして地球に帰還したロケットの搭乗員が見た地球は、すでに十年経っていて、地球にいた周囲の人たちは搭乗員よりも9歳年をとっていることになる。これは、浦島太郎現象で、猿の惑星の映画でも取り上げられた理屈で有名である。

**7** このことなら十分理解できるが、これは、ロケット内と地球上の時間の進行速度が違うというだけのことであって、このことから過去の世界に戻れるという答えがどうして出てくるのであろうか。地球が逆回転しても地球上の時間の進行は止まらない。例えば、40年前の世界にタイムスリップして40年前の自分に会ったり、過去の世界に戻って自分の人生をやり直したりすることが出来ればこんな理想的なことはない（もっとも、悪いことをする奴も出てくる）。

過去の世界に戻るといってテレビ番組では、読売の「リセット」（自分の失策をやり直すため数時間程度の過去に戻る物語）とかTBSの「仁」（時空を超えた脳外科医の物語）とか、アニメでは「時をかける少女」とかがあったが、過去の世界に戻れることは今のところ理論付けられないのではないか。

**8** 例えば、100光年先の星を観測した場合、その光は100年前の光であったから100年前のその星の状態を示している。逆に、その星に地球上の人間社会まで見える超高性能の宇宙望遠鏡があったとして、その星から地球を観察すれば、100年

前の人々の生活が見えるわけである。2億光年離れた星からならば2億年前の地球上の恐竜の姿が見えるから、化石を集めて推論を重ねて苦労して恐竜の姿を再現しなくても、当時の恐竜の現物の姿が見られるわけである。

**9** このことは言えても過去の世界に人がタイムスリップ出来るということにはならないのに、どうしてこの様な報道が続いたのであろうか。社会がこんなご時世だから、せめて気持ちで期待と夢を語り気分を和ませようとの計らいだったのであろうか。

**10** 事務所報（大文字）の原稿を督促され、原稿締切日までに題材が見つからず、とりあえず、裁判所に提出する難解な書面作成の最中に、ふと、白昼夢に陥って頭の中を駆け巡っていた内容をそのまま原稿にしてしまった。仕事人間に対し、一瞬でも大脳思考がグローバル化して頂ければというのは言い過ぎにしても、コーヒータイムにでもなればと思つての投稿であるが、おそらく何の役にも立たなかったであろう。



## 民法<債権関係>の改正について ～ただいま110年目の大改正作業中です!～

弁護士 小田 宏之

### 民法<債権関係>改正の契機について

1 私たちが日常生活上の取引あるいは社会経済活動を行うための根本的ルールとして「民法」があります。

この民法は、もともと1896(明治29)年、我が国が近代国家化を目指すための国家戦略の一環として制定されたものです。

その後、民法のうち「家族法」(親族法・相続法)は、第二次大戦終戦後に新憲法が制定されたことに伴い大改正がなされたのですが、民法のうち経済活動等の場面に適用される「債権関係」は、時々において一部重要な改正は行われたものの個別的改正に止まっています。

つまり、私たちは、制定から110年余りが経過した法律を今日においても経済活動等の場面で使用していることとなります。

2 しかしながら、民法制定当時と今日の日本の状況を比べれば、国民生活の様相は様変わりし、通信手段や輸送手段が高度に発達するとともに、市場のグローバル化が著しく進展する等、比較にならない著しい変化が生じています。

他方、大改正がなされないため、裁判所が「判例法理」を形成して民法を補充してきましたが、かかる「判例法理」は、法律専門家は認識しているとしても、市民の皆様が認識することは容易なことではないと言えます。

3 このような中、2009年から、法務大臣の諮問機関である法制審議会・民法(債権関係)部会において、民法(債権関係)の改正作業が始まり、現在、改正作業の進行中となっています。

### 改正内容のあらまし

1 それでは、具体的にどのような改正が行われようとしているのでしょうか。

まず、社会・経済の変化への対応を図るものとして、以下の改正が提案されています。すなわち、時代に合わなくなった民法の規定を現代化することとして「消滅時効」や「法定利率」等を改定すること、民法制定当時には存在しなかった現象に対応するためのものとして「約款」や「サービス契約」「銀行取引契約」等の新しい取引形態を創設すること、消費者保護のための条項を新設すること等があります。

次に、市民の皆様へのわかりやすさを高めるものとして、長年に亘り蓄積されてきた「判例法理」を明文化することや、不明確な規定を見直すことなどが予定されています。

2 ただし、改正案については、法律関係機関等からさまざまな賛否意見が出されていますので、具体的にどのような改正内容に落ち着くかは、現時点では未知数と言えます。

### むすび

1 以上のような民法(債権関係)の大改正作業は、現時点の目処として、2013(平成25)年2月頃に法制審議会において中間試案をとりまとめる予定とのことです。よって、実際に改正法が施行されるのは、その更に数年先になるのではないかと思われます(なお、改正作業の最新の審議状況は、法務省ホームページの法制審議会民法(債権関係)部会のページにて確認できます。)

2 このような民法の大改正により、市民取引の円滑化が図られ、社会経済取引における紛争が極力回避されるようになることが、期待されます。

～参考文献～

- ・内田貴「民法改正」(ちくま新書)
- ・東京弁護士会二一会研究部「図解でわかる民法大改正」(自由国民社)



## 一期一会

弁護士 後藤 隆志

弁護士をしていると「一期一会」という言葉を思い起こすことが多い。何度も事件に巻き込まれて(?)その度に連絡をしてくる人も中にはいるが、たいていの人は二度と会うこともない。刑事事件を起こした人や自己破産をした人などには、「もう二度と会わないでおきましょう」ということもある。そう言うと、何となくお互いに照れた顔で困ったように笑ってしまう。

しかし、当たり前だが、事件が終わっても依頼者の人生は続いていく。

駅から事務所に向かう大通り沿いにタワーパーキングがある。車が入り出す度に係の人がボタンを操作する。その係員の一人はたぶん私の元依頼者だ。たぶんというのは10年近く前のちょっとした事件の依頼者で、顔も正確には覚えていないからだ。だが、すれ違うとき何となく向こうもこちらを意識しているように感じるので間違いないだろう。

あの頃の彼は随分としんどい状況にあったと思う。仕事が見つかったんだ…。あのとき私に払う費用を出してくれたお母さんは元気になっているのだろうか…。

ほぼ毎日、顔を合わせるのだが話しかけることはない。視線が交わることもない。最初に見かけたときに声をかければよかったのだが、今となっては何となく気恥ずかしいからだ。向こうも同じ気持ちだと思う。

依頼者だけではない。事務所の下にコンビニがあるので、毎日のように利用する。夜食を買いに行くと、どこかで見たことのある人がレジを打っていた。名札をみて思い出した。昔の事件の相手方だった。知らないふりをしたが間違いない。

かなり激しく争った事件だった。私はその人にとっても厳しく尋問をした記憶がある。住所はここから離れていたはずだ。どうして此処でアルバイトをしているのだ。店長も採用するなよ…。私が差し出した週刊少年ジャンプは彼の目にどう映ったのだろうか…。いつの間にかその人はいなくなったが、何となく不気味だった。

年末に、物置部屋に放置していた記録を整理した。昔の記録を見返しては、そのときのことを思い出してしまうから、なかなか進まなかった。事件を通じて出会った人は何人になるのだろうか。相談だけの人を含めると想像もつかない。印象に残った人はいつまでも覚えているが、そうでなければ顔も名前もやがて忘れてしまう。そのときの私は「一期一会」の気持ちで接することができていたのだろうか。

「一期」という言葉は、仏教用語で人が生まれてから死ぬまでの間を意味する。一期一会は、たとえ毎日のように顔を合わせる人にも、二度とは会えないかもしれないという覚悟で接しなさいという意味でもある。だから、一度きりの依頼者で

も相手方でもなく、毎日顔を合わせる人、例えば同じ事務所の人にこそあてはまる言葉なのかもしれない。

年末年始は、修習を終えた人たちが新たに弁護士としてスタートする時期でもある。京都は狭いので、法律事務所が新人を採用すると各事務所に挨拶状が配られる。最近の傾向は、退所や移籍の挨拶状も頻繁に受け取ることだ。ついこないだ入った人が、独立しました、移籍しましたとある。せっかく縁あって一緒に仕事をするようになったのに。「使い捨て」、「石の上にも三年」といった言葉を思い浮かべてしまう。

いきなり違う話になるが、イングランドのプレミアリーグにマンチェスター・ユナイテッドという強豪クラブがある。ファーガソンという老齢の監督が20年以上もチームを率いている。彼はチームを、一台の前進し続けるバスに例える。

「選手には、バスに乗り遅れるなど言うんだ。このクラブは進化しなければならないし、バスはいつまでも乗客を待たたりしない」(Number Web「スポーツ名言集」より)。

この言葉を覚えていたのは、バスが好きなことと、弁護士として、つまり専門技能を持つ自由業者の端くれとして、何となく共感を覚えたからかもしれない。

弁護士の世界は厳しい。少なくとも厳しい世界に身を置いている自覚は必要だと思う。

走り回るように入り出し、電話も途切れないのを見ると、戦場のように感じることもある。だから弁護士同士の関係というのは、戦友のように互いに背中を預けられる関係になければならないのかも知れない。だからそれができない人や自覚のない人はバスを降りなければならないし、描く目

的地が違ってバスを降りなければならない。

だが私は、どこまでも続く縁もあると思っている。今年で弁護士になってちょうど10年になる。私はこの事務所で修習をさせてもらい、そのまま拾われて現在に至る。その間、入ってきた人もいれば去っていった人もいた。

事務所を創設した弁護士は、今から12年前、全国ではじめて作られた公設事務所の所長になるため、すべてを置いて島根県に旅立った。予告もなく突然に。私はまだいなかったが、残された人たちは大変だったと思う。

しかし、毎年の忘年会では、彼は島根から半日かけて京都にやってくる。全員が還暦を迎えた当時のメンバーは、思い出話に花を咲かせている。側で見ていると少し羨ましく感じる。乗客が変わっても、バスを降りても、走り続ける限りまた戻ってこられるのだ。

事務所では、「一会」ではなくて、毎月会議を開く。私は、嫌なことがあるたびに、「もう辞める」、「遠くに行きたい」、「経費を払いたくない」と問題発言を連発する。

それでも辞めずに続けてきたのはなぜだろうと思う。何をさせても長続きしない自分がずっと同じ場所にとどまったのはどうしてだろうと思う。

それは、毎日顔を合わせている私たちでも、いつかバラバラになってしまう日が来ることを知っているからだ。バスが終点に近づくと乗客がいなくなってしまうことを知っているからだ。でも止まらずにいる限りまた戻ってこられると思うからだ。だからバスを走らせ続けることが自分の役割だと思っているからだ。

二度とは会えないからではなくて、きっとまた会えるから、心を尽くしなさい。「一期一会」とは、そういう意味なのだと思う。

## 案ずるより走るが…?

弁護士 金井 健作

**1** 酒呑童子が住んでいた大江山から吹き下ろされたのか、激しい風が、由良川沿いの田園地帯を遮るものなく駆け抜け、全身に吹き付けて来た。

季節は晩秋、風は冷たいがそれが心地よく、体温の無駄な上昇を防いでくれた。

本年11月23日、人生初めてのフルマラソンを走るべく、福知山マラソンに参加した。目標は完走、つまり歩かずにゴールすること。

**2** 昨年10月、受験時代からの友人を通じて参加した沖縄県・久米島マラソンで10kmを走り(「大文字」34号の拙稿で参照)、京都弁護士会マラソン部なるものが立ち上がり、仕事の合間を縫って少しづつジョギングに勤しみ、ハーフマラソンに数回、参加してきた。

その集大成となるはずの本年10月の沖縄県・久米島マラソン42.195kmを、体調不良のためキャンセルしてしまっていた。

マラソンには真夏の暑さは不向きのため、7月～8月はオフシーズンで、9月頃からシーズンが始まる。

8月末に娘が生まれたこともあり、オフシーズンは全くといって良いくらい体を動かさず、9月中旬から少しづつ再始動した。

ところが10月に入り、今年の流行りらしき長期の風邪に悩まされ、2週間以上熱が下がらず咳が止まらなくなった。

私を含めマラソン部のメンバーの多くが久米島での初フルを目指していたから、何としても行きたかったが、泣く泣くキャンセル。健康管理は自己責任とは分かっていたが、相当に凹んだ。

久米島マラソンをキャンセルした後、10月末にやっと体調が戻り、11月23日の福知山マラソンを目指して、ジョギングを再開した。

ところが、である。

二条城を深夜に回る(1周約2km)のが慣例なのだが、走るたび、3周目頃に左膝が痛むようになった。

慌てて整形外科に駆け込んだのが11月初めのこと。医師によれば膝に水が溜まっているとかで、抜いてもらったが痛みは改善しなかった。

11月23日が確実に近付いてくるのに満足に走れず、焦ってきた。走れなくても心肺機能を鍛えるべく、エアロバイクを心拍数140～150ぐらいで1時間程度漕ぎ、今さらながら、少しでも膝の負担を減らすべくスクワットをした。

走行距離を伸ばせないまま、遂に前日になってしまった。

福知山まで私の車に同乗予定のA弁護士に電話すると、多忙のため練習が出来ていないという。同じく同乗予定のO弁護士に電話すると、奥様が御出産予定日を迎えておられ、いつ生まれてもお

かしくないのだという。

…そこで、キャンセルの誘惑と戦うこととなった。

なかなか決心がつかず、妻に相談したら「出るだけで、無理せんと痛ければ棄権すれば良いんじゃないの?」との的確な答えがもたらされた。

そこで、歯痛にも効くという痛み止めを購入し、出走を決めて就寝することとなったのだが、久しぶりに「緊張して寝付けぬ」状態を味わった。

**3** 明けて当日、天候曇り、フルマラソン向きである。朝6時30分、A弁護士、O弁護士とともに京都を出発。明け方の縦貫道を抜け、2時間ほどで会場に着くと、河川敷に車の列、列…。

福知山マラソンは、マラソン大会100選にて3年連続1位になったこともある著名な大会で、本年の参加者は何と1万人。

スタート地点の三段池公園は一種のお祭り状態で、ウエアやスポーツ飲料の売店だけでなく、うどん屋、テーピング屋(?)、そして地元の野菜を売る売店などが多く出て、賑わっていた。

うどんを温め、痛み止めを飲み、左膝にサポーターを装着して、スタートライン…ならぬトイレの列に並ぶ。マラソン大会は、年に1度だけの何千人規模の集まりなどとても想定していない場所を起点に行われるため、用を足すのが大変なのである。

そんなこんなで出走準備を整え、スタートラインに並ぶ。

**4** 遂にスタートを告げるピストルが鳴った。目の前に延びる人の列がゆっくりと動き出し、私が動き出せるまでには5分以上かかった。

混み合う中で、1km当たり7分以上のスローペースでの滑り出し。

ともかく膝が不安だったが、このスローペースに助けられ、しばらく走らず休めていたこと、痛

み止めも奏功してか、痛みはほとんど感じなかった。

そこで、折り返しまでゆっくり膝と相談しつつ走り、折り返しを過ぎて35kmまでは通常のペースで、痛みが出なければ35kmからはレース気分で走ろうとの目論見を立てた。

由良川沿いを北へ向かい、折り返して同じ道を帰るコース取り。

地元の方が沢山応援に立たれ、道路だけでなく沿道まで混み合っている。高校生のプラスバンドがコース途中での演奏で応援もしてくれる。ゆっくりとしたペースで沢山のひとと走るのは気持ちが良い。100選1位は伊達ではない。

20kmに満たない地点で、先頭集団が折り返してきた。いわゆる陸上選手体型といおうか、スラリと伸びる引き締まった足、引き締まった胴回り、短距離を走るかのような早い呼吸で向かってくる。

ここで、左膝の痛みの原因かも知れない自分の体型と比較などしてはいけぬ。そう、彼らは彼ら、私は私なのだ。

先頭集団の少し後から笑顔で走って来るのは招待選手のワイナイナだ。右手を挙げて、折り返し地点へ向かう私の列とハイタッチしている。私も調子に乗って右手を挙げて少しタッチ。さすが日本人より日本人らしいと言われるワイナイナ(そう言われているのは後で知ったけれど)、温かい手だった。

何度かの登りと下りを繰り返していると、A弁護士が軽快に追い抜いていき、青いチームTシャツの背中が直ぐに見えなくなった。さすがフルマラソン2回目、練習していないというのはブラフだったか。

マイペースで走っていると、折り返しを終えたO弁護士と出会う。さすが4時間切りを目標にし

## 遺言作成のすすめ

弁護士 片山 美紀

ているマラソン部のエース、快調のようだ。

そうしているうちに、折り返し地点が見えてきた。これでやっと半分、ハーフマラソンならゴールなのに。やはり、フルマラソンは長い。

ここいらで左膝が痛くなってきた。

そこで立ち止まり、ウエストポーチに忍ばせていた痛み止めを飲み、供されていたおにぎりとお茶を頂いた。痛み止めが効きますように。

並んでいたお汁粉はやめておいた。あんこが喉に引っかからないのだろうか少し疑問。

**5** さあ後半が始まった。少し膝が痛むが、35kmまで走れば後は何とでもなるはずだと考え、まずは35kmまで行くべしと、それまでのゆっくりペースから気持ちスピードを上げた。

膝以外の体調は、かなり快調。エアロバイクで長距離を漕いだ効果かと、やれることをやってあげたのが独り喜ばしい。

そして30kmを過ぎ、私にとって未知の領域へ。

超汗かきの私の体温が過度に上がるのを、由良川沿いの田園地帯を遮るものなく駆けてくる風が、防いでくれている。

走りとしては淡々と、内心軽く興奮しつつ、ペースを刻んで行く感覚。

遅れだした周囲の人を少しづつ抜いていく。

そのうちに35km地点が見えた。ここまで来れば、後のことを考えずに走れば良い。ゴールがイメージできると、俄然やる気が出るということを確認に実感する。

1kmあたり約5分へとペースを上げて、私なりに、走る、走る…。

40kmを過ぎ、遂に福知山名物、最後の上り坂に差し掛かった。マラソン部K部長からお聞きしていた上り坂、終点が見通せない。こういうときは、前を見ずに足下を見る。足下ばかり見て、淡々と登るべし…。

と登るべし…。

そして、さすがに大腿がパンパンになった頃、ゴールする人をカウントするアナウンスが聞こえてきた。

おー、やったー！ そして、ゴール。

私に僅かに遅れてゴールした、F部員のご主人と出会い、互いの健闘を称え合う。「弁護士にはマラソン好きが多い。皆さんスーパーMやね。」とのこと。なるほどそうかも知れないが、あなたも同じである。

その後、見事に4時間を切ってゴールしていたO弁護士と合流し、35km地点でスタミナが切れた速筋体質のA弁護士を待って、K部長御用達の温泉「スプリングスひよし」にて最高の湯につかり、帰宅となった。

タイムは、グロス(スタート合図からゴールまで)4時間11分27秒、ネット(スタートゲートからゴールまで)4時間5分20秒。目標であった完走(歩かない)も達成でき、嬉しい結果であった。

**6** 万全でない体調と相談しながら、迷いながらであったが、参加して良かった。

未知の事柄に取り組もうとするとき、完璧な準備や万全な態勢が予め整えられなくても、出来る範囲の準備をして、無理をせず焦らずにチャレンジしていけば、いつかは終着点がイメージでき、ゴールに辿り着けるのかも知れない。

もっとも、未知の事柄であればそもそも完璧な準備が何なのかは予め分からないし、生活者であれば、過度に無理すれば生活そのものに支障が出るからさほどの無理もできない訳で、このスタンスは当然かも知れない。

仕事も、趣味と言えるようになりつつあるマラソンも、少しづつのチャレンジを続けて行きたいと思う。

なお、マラソン部員、随時募集中です。

### 転ばぬ先の遺言

これまで相続に関するトラブルを目の当たりにしてきましたが、そんなときは遺言さえあればこの紛争は一瞬で解決するのにと何度も思ったことがあります。相続人間の紛争予防のためには、生前に遺言書を作成しておくことが有効なことはわかっていますが、「うちの家族は仲が良いから」「うちには揉めるほどの財産はないから大丈夫」と安心している方が多いのではないのでしょうか。

しかし、実際その方が亡くなると、それまでの家族間のバランスが崩れてしまい、相続によって争族が起きてしまうことが往々にしてあります。また、相続に関する紛争は、解決までに数年といったケースも少なくありません。

そこで、残された遺族が円満に早期に相続問題を解決するためには、遺言を残しておくことが最も効果のある方法といえます。

その他、次のような場合にも遺言を作成することが必要になってきます。たとえば内縁の妻や、子供の配偶者などには相続権がありませんので、これら相続人以外の者に財産を承継させたい場合や、相続人の中で特に多くの財産を承継させたい人がいる場合、相続させたくない相続人がいる場合、相続人が全くいない場合に何もしなければ財産は国庫に帰属するため、お世話になった人や施設などに財産を譲りたい等の場合には遺言による方法しか承継出来ません。

もっとも、遺言を残したとしても内容に不備があったり、遺留分を無視したような内容であれば結局のところ、紛争は避けられません。そこで、遺言の作成にあたってはまず要式を守り、紛争を予防する内容でなければなりません。

### 遺言能力

遺言者は、遺言をする時において自分のする遺言の内容とその結果生ずる法律効果を理解し判断することのできる意思能力(遺言能力)を有しなければなりません。未成年者であっても15歳に達すれば遺言能力があるとされています。遺言能力のない者の遺言は無効です。自分に不利な内容の遺言の効力を争う者は、遺言書の偽造・変造、遺言者に対する詐欺・脅迫、遺言能力の不存在などを主張しますが、多いのは遺言能力不存在の主張です。病床で自筆証書遺言をする場合など遺言能力の有無が問題とされることが予想される場合には、医師に意思能力がある旨の診断書を作成してもらっておけば紛争の予防に役立つ場合があります。

### 遺言の方式

遺言の方式の中で、もっとも簡易な方法は、自筆証書遺言であり、遺言者が遺言の本文、作成日付、署名を書き、押印することにより完成します。

なお、日付の自書が要件とされているのは、遺言者の能力を判断する標準時を知るためと、2通以上の遺言が出てきた場合に遺言者の真意を作成時期によって確認するためです。そのため何回目の誕生日など歴日が正確にわかる記載であれば日付記載の要件を満たしますが、〇月〇日吉日や年月のみの記載では同要件を満たさないものとされています。氏名に関しては、戸籍上の姓名ではなく通称名等でも遺言者の同一性が確認できる場合には有効とされています。また、遺言内容の変更、加除は、遺言者がその場所を指示し、変更した旨を付記して特にこれに署名した上で押印しなければ効力は生じません。自筆証書遺言は簡便な方法ではありますが、遺言者死亡後に家庭裁判所で検認を受ける必要があること、要件を欠くと無効になる、紛失などのデメリットがあります。

そこで、より確実な方法として、公正証書遺言があります。本人や推定相続人の戸籍、所有不動産の登記簿・評価証明書、本人の印鑑証明書などを取り寄せて、これを公証人役場へ持参し、遺言者本人と証人2人以上の立会いのもとで作成する必要があります。自筆証書遺言に比べると手続も面倒で費用もかかりますが、原本は公証人役場で保管されますので、紛失・改変のおそれなくその存在が明瞭であり、家庭裁判所での検認も不要です。

### 遺言事項

遺言を残すことは、自分の意思を遺族に伝える非常に有効な手段ですが、何でもできる訳ではありません。法律上遺言としての効力が認められるのは、法定の遺言事項に限られます。遺言事項が限定されているのは、遺言は遺言者の単独行為であり、遺言者の意思のみに基づいて成立する上、一定の関係者ないし社会に法的効果を及ぼすためといわれています。法律が遺言事項として定めて

いるのは、主に相続人の資格を失わせること（廃除）及びその取り消し、相続の分け前を決めること、遺産分割方法の指定、遺贈、認知、遺言執行者の指定などです。

ちなみに、「葬儀は家族葬にしてほしい」とか「兄弟仲良くして下さい」というような訓示は、事実上の効果は期待できますが、法律上の遺言には当たらず法的拘束力はありません。

### 遺言の撤回

遺言は、遺言者の最終の意思に効力を認めようとする制度であるため、いつでも自由にこれを撤回し、また新たに遺言をすることができます。このように遺言者はいつでも自由に遺言を撤回できるため、遺言によって利益を受ける者は遺言者が死亡するまでは何らの権利も有しません。

遺言の撤回は、遺言の方式に従ってする必要がありますが、遺言の方式によればいいため、公正証書遺言を自筆証書遺言によって撤回することも可能です。また、撤回の範囲は遺言の一部でも構いません。

第一遺言を第二遺言によって撤回し、第二遺言を第三遺言によって撤回することもできますが、民法上は、第三遺言によって第一遺言は復活しないが、第二遺言が詐欺・脅迫により取り消された場合には第一遺言が復活すると規定されています。もっとも、最高裁判例（平成9年11月13日判決）によると、遺言書の記載から遺言者の意思が原遺言（第一遺言）の復活を希望することが明らかなきときは、遺言者の意思を尊重して原遺言の復活を認めるのが相当としました。

いずれにせよ、撤回する旨の遺言だけでは解釈に疑義が生じる可能性があるため、新しく具体的な内容の遺言を作成し直すようにしたほうがいいでしょう。

遺言がなければ、原則として民法の規定に従って、平等に分割されることになります。

しかし、一言に平等といっても、ある人が考える平等と、またある人が考える平等とは幾ばく

かのずれが生じてしまうのが世の常なのです。うちに限って争族など起こらない等とは思わず、残された家族に対する最後の心遣いとして遺言書を作成してもらえればと思います。



<http://www.miyako-law.gr.jp/>

事務所報『大文字』2012年冬号(第36号)

2012年1月1日 発行

【発行元】

弁護士法人 みやこ法律事務所

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル8階  
TEL (075) 211-4433 (代表) FAX (075) 221-2004

弁護士 藤田昌徳 / 弁護士 大槻純生 / 弁護士 橋本皇玄 / 弁護士 小田宏之  
弁護士 後藤隆志 / 弁護士 金井健作 / 弁護士 片山美紀

弁護士法人 山陰リーガルクリニック

〒690-0884 松江市南田町62-6 パラディーゾビル3階  
TEL (0852) 23-4300 FAX (0852) 32-4811

次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。